平成２９年（フ）第７９７号
神戸市東灘区本山北町３－４－18トラスト本山ビル302号室、住民票上の住所神戸市東灘区本山北町３丁目６番10号メープル岡本４階
債務者　家崎　美明
1　決定年月日時　平成29年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上田　孝治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年１月18日午前10時
5　免責意見申述期間　平成29年12月21日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２３８号
兵庫県川西市矢問３丁目２番24号
債務者　藤友　　積
1　決定年月日時　平成29年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　朝本　行夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年１月11日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成29年12月22日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２９年（フ）第２４２号
兵庫県宝塚市米谷１丁目25番17号ノースハウス１
債務者　中嶋　聖一
1　決定年月日時　平成29年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　橋本　有輝
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年１月25日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成29年12月22日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２９年（フ）第２１７号
高知市愛宕山南町４番29号
債務者　西村　宙也
1　決定年月日時　平成29年10月23日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　紫藤　秀久
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年２月２日午前10時
5　免責意見申述期間　平成29年12月25日まで
高知地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第８９６号
福岡市南区長住３丁目40番307号
債務者　椎野榮次郎
1　決定年月日時　平成29年10月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　守田　尚弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年１月16日午前11時
5　免責意見申述期間　平成29年12月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１５０９号
福岡県福津市花見が丘１丁目10番13―101号
債務者　池末　　香（旧姓石丸）
1　決定年月日時　平成29年10月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　芳賀由紀子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年１月10日午前11時
5　免責意見申述期間　平成29年12月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１５１７号
福岡市早良区室住団地78番403号
債務者　山本　　朔
1　決定年月日時　平成29年10月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　板井　京介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年１月10日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成29年12月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第１４１８号
福岡市西区下山門団地７番501号、申立時の住所福岡市西区下山門住宅７棟501号
債務者　今田　雅子
1　決定年月日時　平成29年10月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第２５５号
函館市湯川町３丁目９番23―309号　ライオンズマンション湯の川第２
債務者　阿部真由美
1　決定年月日時　平成29年10月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで
函館地方裁判所

平成２９年（フ）第２７２号
函館市大町３番16―505号
債務者　中村　一樹
1　決定年月日時　平成29年10月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで
函館地方裁判所

平成２９年（フ）第５３号
岩手県一関市大東町摺沢字石倉35番地３
債務者　加藤　真一
1　決定年月日時　平成29年10月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２９年（フ）第１４３０号
名古屋市守山区町南17番28号　ラ・グラシューズ町南101号
債務者　樋口　典史
1　決定年月日時　平成29年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第５５号
茨城県行方市玉造甲4302番地
債務者　齊藤　　勉
1　決定年月日時　平成29年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月12日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２９年（フ）第６１号
茨城県神栖市日川4159番地２
債務者　髙島　弘子
1　決定年月日時　平成29年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月12日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２９年（フ）第３３５号
愛知県額田郡幸田町大字大草字山添81番地７
債務者　鈴木　紳一
1　決定年月日時　平成29年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月28日午前10時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第３６号
栃木県那須塩原市二区町403番地29　インプレスＡ－103号、前住所栃木県那須塩原市二区町403番地16
債務者　西川美咲恵
1　決定年月日時　平成29年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月14日午前10時
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２９年（フ）第４０１５号
大阪府東大阪市友井３丁目７番19号　ヴィーブル弥刀301号室、住民票上の住所大阪市旭区赤川３丁目６番15号
債務者　盛上　　元
1　決定年月日時　平成29年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月19日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部